

少子化社会対策大綱（平成16年6月閣議決定）

少子化の流れを変えるために特に集中的に取り組むべき4つの重点課題を設定

- ①若者の自立とたくましい子どもの育ち ②仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し
- ③生命の大切さ、家庭の役割等についての理解 ④子育ての新たな支え合いと連帯

子ども・子育て応援プラン（平成16年12月少子化社会対策会議決定）

大綱の示した重点課題に沿って、平成17年度から21年度までの5か年間に講ずる具体的な施策内容と目標を提示

次世代育成支援対策推進法（平成17年4月施行）に基づく行動計画

都道府県、市町村……………地域における子育て支援等について5か年計画を策定
 事業主……………仕事と子育ての両立支援のための雇用環境の整備や働き方の見直し等について（従業員301人以上が義務付け） 2～5か年の計画を策定

新しい少子化対策について（平成18年6月政府・与党合意、少子化社会対策会議決定）

予想を上回る少子化の進行と人口減少社会の到来に対応し、「子ども・子育て応援プラン」の着実な推進に加え、妊娠・出産から高校・大学生になるまで子どもの成長に応じた総合的な子育て支援策や働き方の改革、社会の意識改革のための国民運動等を推進

「子ども・子育て応援プラン」の概要

【4つの重点課題】

【平成21年度までの5年間に講ずる施策と目標（例）】

【目指すべき社会の姿（概ね10年後を展望）（例）】

若者の自立とたくましい子どもの育ち

- 若年者試用（トライアル）雇用の積極的活用（常用雇用移行率80%を平成18年度までに達成）
- 日本学生支援機構奨学金事業の充実（基準を満たす希望者全員の貸与に向け努力）
- 学校における体験活動の充実（全国の小・中・高等学校において一定期間のまとまった体験活動の実施）

- 若者が意欲を持って就業し経済的にも自立〔フリーター約200万人、若年失業者・無業者約100万人それぞれについて低下を示すような状況を目指す〕
- 教育を受ける意欲と能力のある者が経済的理由で修学を断念することのないようにする
- 各種体験活動機会が充実し、多くの子どもが様々な体験を持つことができる

仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

- 企業の行動計画の策定・実施の支援と好事例の普及（次世代法認定企業数を計画策定企業の20%以上、ファミリーフレンドリー表彰企業数を累計700企業）
- 個々人の生活等に配慮した労働時間の設定改善に向けた労使の自主的取組の推進、長時間にわたる時間外労働の是正（長時間にわたる時間外労働を行っている者を1割以上減少）

- 希望する者すべてが安心して育児休業等を取得〔育児休業取得率男性10%、女性80%、小学校修学始期までの勤務時間短縮等の措置の普及率25%〕
- 男性も家庭でしっかりと子どもに向き合う時間が持てる〔育児期の男性の育児等の時間が他の先進国並に〕
- 働き方を見直し、多様な人材の効果的な育成活用により、労働生産性が上昇し、育児期にある男女の長時間労働が是正

生命の大切さ、家庭の役割等についての理解

- 保育所、児童館、保健センター等において中・高校生が乳幼児とふれあう機会を提供（すべての施設で受入を推進）
- 全国の中・高等学校において、子育て理解教育を推進

- 多くの若者が子育てに肯定的な（「子どもはかわいい」、「子育てで自分も成長」）イメージを持てる

子育ての新たな支え合いと連帯

- 地域の子育て支援の拠点づくり（つどいの広場事業、地域子育て支援センター合わせて全国6,000か所での実施）
- 待機児童ゼロ作戦のさらなる展開（待機児童の多い市町村を中心に保育所受入児童数を215万人に拡大）
- 児童虐待防止ネットワークの設置（全市町村）
- 小児救急医療体制の推進（小児救急医療圏404地区をすべてカバー）
- 子育てバリアフリーの推進（建築物、公共交通機関及び公共施設等の段差解消、バリアフリーマップの作成）

- 全国どこでも歩いていける場所で気兼ねなく親子で集まって相談や交流ができる（子育て拠点施設がすべて中学校区に1か所以上ある）
- 全国どこでも保育サービスが利用できる〔待機児童が50人以上いる市町村をなくす〕
- 児童虐待で子どもが命を落とすことがない社会をつくる〔児童虐待死の撲滅を目指す〕
- 全国どこでも子どもの病気の際に適切に対応できるようになる
- 妊産婦や乳幼児連れの人が安心して外出できる〔不安なく外出できると感じる人の割合の増加〕

子ども・子育て応援プランに基づく主な取組の状況

事業名等	16年度実績	17年度実績	プラン目標値
通常保育事業（保育所定員数）	205万人（H17.4.1現在）	208万人（H18.4.1現在）	215万人
放課後児童クラブ	15,184か所（H17.5.1現在）	15,857か所（H18.5.1現在）	17,500か所 （小学校区の4分の3）
地域における子育て拠点の整備 ・つどいの広場 ・地域子育て支援センター	2,936か所 154か所 2,782か所	3,629か所 480か所 3,149か所	6,000か所（中学校区の6割） 1,600か所 4,400か所
ファミリーサポートセンター	344か所	437か所	710か所 （市町村数の約4分の1）
一時保育・特定保育事業	5,534か所	6,219か所	9,500か所 （中学校区の約9割）
ショートステイ事業	364か所	485か所	870か所 （児童養護施設等の約9割）
トワイライトステイ事業	134か所	270か所	560か所 （児童養護施設等の約6割）
病後児保育事業（乳幼児健康支援 一時預かり事業）	496か所	598か所	1,500か所 （市町村数の約4割）
延長保育事業	12,954か所	13,083か所	16,200か所 （保育所の約7割）
休日保育事業	607か所	681か所	2,200か所 （保育所の約1割）
夜間保育事業	64か所	66か所	140か所 （人口30万人以上の市の約5割）
長時間にわたる時間外労働の是非	週労働時間60時間以上の 雇用者の割合 12.2%	週労働時間60時間以上の 雇用者の割合 11.7%	長時間にわたる時間外労働を 行っている者 1割以上減少
ファミリーフレンドリー企業表彰 企業数	16年度までの累計 227企業	17年度までの累計 270企業	700企業 （21年度までの累計）
育児休業を就業規則に規定してい る企業割合	平成14年 61.4% （事業所規模30人以上81.1%）	61.6% （事業所規模30人以上86.1%）	100%
虐待防止ネットワークの設置	1,243市町村 〔全市町村数に対する割合39.8%〕	1,224市町村 〔全市町村数に対する割合51.0%〕	全市町村
特定不妊治療費助成事業	87都道府県市	98都道府県市	全都道府県・指定都市・ 中核市でセット
1日平均利用者数5千人以上の旅客 施設のバリアフリー化の推進	49.1%	56.5%	原則として100% （H22までに達成）

仕事と家庭の両立支援対策の概要

